

霧島市都市公園条例の一部改正について

霧島市都市公園条例の一部を次のように改正する。

平成30年11月27日提出
霧島市長 中 重 真 一

霧島市都市公園条例の一部を改正する条例

霧島市都市公園条例（平成17年霧島市条例第272号）の一部を次のように改正する。
別表第8 国分運動公園の項中「国分球場」の次に「、投球練習場」を加える。
別表第9の2の（イ）の表中

「

国分球場	専用使用(団体)	一般	440 円	1,320 円
		児童生徒	220 円	

」を

「

国分球場	専用使用(団体)	一般	440 円	1,320 円
		児童生徒	220 円	
投球練習場	1箇所につき	一般	100 円	—
		児童生徒	50 円	

」に

改め、同表の備考中6を7とし、5を6とし、4を5とし、3の次に次のように加える。

- 4 国分球場を専用使用するものが投球練習場を併せて使用するときは、投球練習場に
係る使用料は無料とする。

附 則

この条例は、平成31年2月1日から施行する。

(提案理由)

国分運動公園内に新たに投球練習場を設置することに伴い、その使用料を定めるため、
本条例の所要の改正をしようとするものである。